

9 第七項の規定による告示が行われた場合は、新設農業委員会は、指定日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、新設農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

10 この条において「指定日」とは、関係市町村との協議により新設市町村の設置後一年を超えない範囲内で定めた日をいう。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

2 第十一条 市町村の廃置分合（市町村の設置を伴わないものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、当該廃置分合後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）は、法第八条第三項の規定にかわらず、当該廃置分合の日（以下この条において「廃置分合日」という。）において、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

3 前項の規定により廃置分合日において存続市町村の農業委員会（以下この条において「存続農業委員会」という。）の委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村（当該廃置分合によりその区域の全部が存続市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日（廃置分合日前から引き続き在任する存続農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。）までの間、第五条の規定にかかるわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の委員の定数であることをとする。

4 第一項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合は、廃置分合日から任期満了日までの間に任命された存続農業委員会の委員の任期は、法第十九条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

5 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、存続市町村は、法第十八条第三項の規定にかかるらず、廃置分合日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6 前項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数を変更する場合は、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村の農業委員会の推進委員の定数を合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日までの間、第八条の規定にかかるらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の推進委員の定数であることとする。

7 第五項の規定により廃置分合日において存続農業委員会は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員の定数を増加された場合は、存続農業委員会は、存続農業委員会の長の同意を得なければならぬ。前二項の同意については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

8 第一項又は第五項の規定により廃置分合日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、存続市町村は、あらかじめ、関係市町村の長の同意を得なければならない。

9 第四項の規定により存続農業委員会の委員を任命しようとする場合には、存続市町村の長は、あらかじめ、関係市町村の長の同意を得なければならない。

10 第二項の規定により市町村の境界変更の場合は、存続市町村は、法第八条第三項の規定にかかるらず、当該境界変更の日がその区域の一部となる市町村（以下この条において「縮小市町村」という。）及び他の市町村の区域の一部がその区域の一部となる市町村（以下この条において「拡大市町村」という。）を以て、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

2 前項の規定により境界変更日において農業委員会の委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の委員の定数を以下となる範囲内で、農業委員会の委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数を定める定数の基準は、法第八条第二項の政令で定める定数による。この場合においては、(法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日(境界変更日前から引き続き在任する当該農業委員会の委員の任期満了の日)における変更後の当該農業委員会の委員の定数であることとする。)

3 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、境界変更日から任期満了日までの間に任命された拡大市町村の農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

4 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、拡大市町村の長は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の委員として任命することができる。

5 市町村の境界変更をしようとする場合においては、関係市町村は、法第十八条第三項の規定にかかわらず、境界変更日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6 前項の規定により境界変更日において農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下となる範囲内で、農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日までの間、第八条の規定にかかわらず、前項の規定による境界変更日における変更後の当該農業委員会の推進委員の定数が増加さる。

7 第五項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の推進委員の定数が増加さる

られた場合には、拡大市町村の農業委員会は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

第一項又は第五項の規定により境界変更日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、関係市町村は、あらかじめ、他の関係市町村の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、当該他の関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

(農林水産省令への委任)

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(法第五十六条の政令で定める業務)

第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 次のイからカまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十七条第六項及び第九十八条第九項（これらの規定を同法第百十一条において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第十項（同法第一百条第二項及び第一百条の二第二項（これらの規定を同法第一百一条において準用する場合を含む。）並びに第百十一条、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の五、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十二条、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十四条及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八条第三項並びに第三十九条第四項（同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）

ハ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十六条第二項及び第三項（これらの規定を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

法（昭和五十年法律第六十七号）第一百一十九条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十七条第八項及び大規模灾害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十二条第一項において準用する場合を含む。）

二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条第一項の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）

本 法農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第六項並びに第十二条第八項及び第九項（これらの規定を同法第十三条第三項において準用する場合並びに同法第十三条の二第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

ト 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第四項及び第五項

チ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十二条の二第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）

リ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第十五項及び第六項（これららの規定を同条第十八項、第二十一項及び第二十三項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）並びに第二十八項において準用する場合並びに同法第八条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）

ヌ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第八条第四項において準用する場合を含む。）

並びに同法第三十九条第七項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）

ル 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第七十一条

ヲ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

ワ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第一条第二項及び第三項

力 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十一條第二項及び第三項

二 次のイ及びロに掲げる協議において都道府県機構が行う業務

イ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

ロ 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

三 機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務

イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七十七条の十七第二項の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議

ロ 地域再生法第七十七条の五十六第二項の農林水産省令 同条第一項の協議

ハ 東日本大震災復興特別区域法第二十四条第二項第一号の農林水産省令 同条第一項第一号に該当する同項の計画に係る同項の協議

二 東日本大震災復興特別区域法第四十七条第四項第十五号の農林水産省令 同法第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ホ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第八項第五号の農林水産省令 同条第八項の協議

ヘ 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第四項第十五号の農林水産省令 同法

1	同条第七項の協議 ト 大規模災害からの復興に關する法律第十 三条第八項第五号の農林水産省令 同条第 四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項 の協議
附 則 (抄)	この政令は、法の施行の日から施行する。
附 則 (昭和二十六年七月一六日政令第二 六四号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二十七年七月三一日政令第三 〇一号)	この政令は、自治府設置法（昭和二十七年法 律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八 月一日）から施行する。
附 則 (昭和二七年八月二九日政令第三 六九号) 抄	この政令は、昭和二十七年九月一日から施行 する。
附 則 (昭和二十九年五月一〇日政令第九 一)	この政令は、町村合併促進法の一部を改正す る法律（昭和二十九年法律第七十九号）附則第 十一項の規定の施行の日（昭和二十九年五月三 十日）から施行する。但し、附則第二項及び第 三項の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和二十九年五月一〇日政令第九 二)	町村合併促進法の一部を改正する法律附則第 十二項の規定による農業委員会法第二条第二項 の都道府県知事の承認については、改正後の農 業委員会法施行令第十五条から第十七条までの 規定の例によるものとする。
附 則 (昭和二九年六月二一日政令第一 一)	この政令は、昭和二十九年六月二一日から施 行する。但し、次項の規定及び第八項中奄美群 島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措 置による場合は、「なるべくすみやかに」と読み替 えるものとする。
附 則 (昭和二九年六月二一日政令第一 五二号) 抄	この政令は、昭和二十九年七月二十日から施 行する。但し、次項の規定及び第八項中奄美群 島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措 置による場合は、「なるべくすみやかに」と読み替 えるものとする。
附 則 (昭和二九年六月二一日政令第一 二号)	この政令は、昭和二十九年七月二十日から施 行する。
附 則 (昭和三一年三月二七日政令第三 五号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三一年八月二一日政令第二 六五号) 抄	この政令は、地方自治法の一部を改正する法 律（昭和三十一年法律第四百四十七号）及び地方 自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第 百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一 日）から施行する。
附 則 (昭和三一年六月三日政令第一 一號) 抄	この政令は、農業委員会等に関する法律の一 部を改正する法律の施行の日（昭和三十一年七 月二十日）から施行する。ただし、農業委員会 等に関する法律施行令第二条の改正規定及び次 項の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三三年五月二九日政令第一 四五号) 抄	この政令は、昭和三十三年六月一日から施行 する。（施行期日）
附 則 (昭和三五年六月三〇日政令第一 八五号)	この政令は、昭和三十三年六月一日から施行 する。（罰則に関する経過措置）
附 則 (昭和三七年七月二七日政令第三 〇六号) 抄	この政令は、自治府設置法の一部を改正する 法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から 施行する。（施行期日）
附 則 (昭和三七年七月二七日政令第三 二号)	この政令は、昭和三十七年八月十日から施行 する。（罰則に関する経過措置）

第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）を加える部分、（第二百六十三条第五号の二）を（第二百六十三条第四号の二、第四号の三及び第五号の二）に改める部分（第四号の三に係る部分に限る。）及び（から第二百六十八条まで）の下に「（二百六十九条の二）、（二百七十条第一項）（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）及び第二項、（二百七十条の二）（在外投票に関する部分に限る。）」に係る部分及び（二百七十二条第一項）（二百七十九条の二）に係る部分を加える部分（（二百六十九条の二）に係る部分、（二百七十七条第二項中在外投票に関する部分に係る部分及び（二百七十九条の二）に係る部分に限る。）に係る。）並びに同令第二百四十四条及び第二百十五条の四の改正規定並びに附則第七条及び第八条の規定は、平成十二年五月一日から施行する。

（施行期日）

（三二四号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中地方自治法施行令第九十二条第五項第四号の改正規定、第七条中公職選挙法施行令第八条第一項の改正規定及び附則第九条の規定 平成十五年一月一日
（附 則）（平成一年一月一二日政令第三五五号）抄

（施行期日）

（四一六号）抄

第一条 この政令は、平成十二年五月一日から施行する。

（附 則）（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（附 則）（平成一三年二月二日政令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農地法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附 則 (平成一四年二月一八日政令第三八六号) 抄
第一項 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄
(施行期日)
第一項 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。
附 則 (平成一五年七月二十四日政令第三一七号) 抄
(施行期日)
第一項 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。
(適用区分)
第二項 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定(同令第三十四条の二第一項の規定を除く)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の規定、附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)の規定及び附則第八条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査について、なお従前の例による。

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十七号）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。
(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四第二項から第四項まで及び第五十九条の五の二の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定、附則第五条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の規定並びに附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、この政令の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一〇月一五日政令第三一四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。
(農業委員会の委員の定数に関する経過措置)

2 この政令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令第二条の二の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一一月八日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第一百七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

		附 則 (平成一八年一〇月一七日政令第三 三三七号) 抄	(施行期日)	
第一条	この政令は、平成十八年十一月一日から施行する。	附 則 (平成一九年二月二三日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
	(施行期日)	この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年三月一日)から施行する。	附 則 (平成二一年一二月一一日政令第二 二八五号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、農地選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年三月一日)から施行する。	附 則 (平成二二年一二月一一日政令第二 三五号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。	附 則 (平成二三年七月二九日政令第二 一〇号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。	附 則 (平成二五年六月一四日政令第一 八号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二六年二月五日政令第二 一〇号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。	附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三 〇号) 抄	(施行期日)
	(施行期日)	この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。	附 則 (平成二七年一月二八日政令第一 三六号) 抄	(施行期日)
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	附 則 (平成一九年二月二三日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
2	(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新法」という。)第十七条から第十九条までの規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員会等による農業委員会のため必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができる。	附 則 (令和元年一二月二五日政令第二 〇五号) 抄	(施行期日)	
3	(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)	附 則 (令和三年九月三日政令第二 四八号) 抄	(施行期日)	
1	この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年一月五日)から施行する。	附 則 (令和四年六月二二日政令第二 一〇号) 抄	(施行期日)	
2	この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)	附 則 (令和四年八月一〇日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
1	この政令は、令和四年七月一日から施行する。	附 則 (令和四年八月一〇日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
2	この政令の施行に伴う農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行前ににおいても行うことができる。	附 則 (令和四年六月二二日政令第二 一〇号) 抄	(施行期日)	
1	この政令は、令和四年七月一日から施行する。	附 則 (令和四年九月七日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
2	この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。	附 則 (令和四年九月七日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
1	この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。	附 則 (令和四年九月七日政令第二 九号) 抄	(施行期日)	
1	この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月二十四日)から施行する。	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一 八号) 抄	(施行期日)	
2	(農業委員会等に関する法律の一部改正に伴うこの政令は、公布的日から施行する。	附 則 (平成三〇年六月一一日政令第一 七号) 抄	(施行期日)	